

介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可及び 指定居宅サービス事業者等の指定の効力の停止について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可の一部の効力を停止します。

また、法第77条第1項及び第115条の9の規定に基づき、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止します。

1 事業者の名称及び所在地

医療法人高柳会 理事長 関 口 秀 文
群馬県前橋市江木町1072番地

2 対象事業所

事業所の名称	老人保健施設ビハーラ寿苑
事業所の所在地	群馬県前橋市江木町1072番地
サービスの種類 及び許可年月日	介護老人保健施設（平成12年4月1日）
処 分 内 容	許可の一部の効力（新規利用者受入）の停止

事業所の名称	老人保健施設ビハーラ寿苑
事業所の所在地	群馬県前橋市江木町1072番地
サービスの種類 及び指定年月日	短期入所療養介護（平成12年4月1日） 介護予防短期入所療養介護（平成18年4月1日）
処 分 内 容	指定の全部の効力の停止

事業所の名称	老人保健施設ビハーラ寿苑
事業所の所在地	群馬県前橋市江木町1072番地
サービスの種類	通所リハビリテーション（平成12年4月1日）

及び指定年月日	介護予防通所リハビリテーション（平成18年4月1日）
処 分 内 容	指定の全部の効力の停止

3 処分年月日 平成29年8月23日

4 許可及び指定の効力を停止する期間

平成29年11月1日から平成30年1月31日まで（3か月）

5 主な処分理由

(1) 介護老人保健施設

不正請求と認められるもの（法第104条第1項第6号）に該当

合計不正請求額 83,474,591円

- ・医師の人員基準を欠如している場合の減算の未実施
- ・人員基準の欠如に該当している場合、算定できない加算の請求及び受領等

(2) 指定(介護予防)短期入所療養介護

不正請求と認められるもの（法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号）に

該当 合計不正請求額 2,665,122円

(3) 指定(介護予防)通所リハビリテーション

不正請求と認められるもの（法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第5号）に

該当 合計不正請求額 12,661,459円

※(2)と(3)の理由は、(1)と同じ

※詳細については、別紙資料（指導監査室の監査調書に基づく）のとおり

本件に関するお問い合わせ先

介護高齢課 指導係

電 話 内線 / 3132
直通 / 027-898-6132